（組合又は連合会による基準に含まれる事項）

第五十条の三十一の二十三　法第百十二条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第百十一条第一項の契約の相手方となる特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置

二　法第百十一条第一項の契約の相手方となる特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務の執行が法令に適合することを確保するために整備すべき体制

（認定の申請書の添付書類）

第五十条の三十一の二十四　令第二十四条の六の二第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　認定業務（法第百十四条に規定する認定業務をいう。次号及び第五十条の三十一の四十六第六号において同じ。）の実施の方法を記載した書類

二～六　（略）

（協会員名簿の縦覧）

第五十条の三十一の二十五　認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会（法第百十五条に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会をいう。以下同じ。）は、その協会員名簿を当該認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（特定信用事業電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者に係る名簿の縦覧）

第五十条の三十一の二十六　農林水産大臣及び金融庁長官等は、その作成した法第百十六条第二項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を農林水産省及び金融庁（金融庁にあっては、当該電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所。第五十条の三十一の三十及び第五十四条第三項において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局、当該電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（特定信用事業電子決済等代行業の登録申請書の記載事項）

第五十条の三十一の二十七　法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項については、登録申請者（同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第五十条の三十一の二十九において同じ。）が法第百十条第二項第一号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合に限る。

一～四　（略）

（組合又は連合会による基準に含まれる事項）

第五十条の三十一の二十三　法第百二十一条の五の四第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第百二十一条の五の三第一項の契約の相手方となる特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置

二　法第百二十一条の五の三第一項の契約の相手方となる特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務の執行が法令に適合することを確保するために整備すべき体制

（認定の申請書の添付書類）

第五十条の三十一の二十四　令第二十四条の六の二第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　認定業務（法第百二十一条の五の六に規定する認定業務をいう。次号及び第五十条の三十一の四十六第六号において同じ。）の実施の方法を記載した書類

二～六　（略）

（協会員名簿の縦覧）

第五十条の三十一の二十五　認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会（法第百二十一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会をいう。以下同じ。）は、その協会員名簿を当該認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（特定信用事業電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者に係る名簿の縦覧）

第五十条の三十一の二十六　農林水産大臣及び金融庁長官等は、その作成した法第百二十一条の五の八第二項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を農林水産省及び金融庁（金融庁にあっては、当該電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所。第五十条の三十一の三十及び第五十四条第三項において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局、当該電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（特定信用事業電子決済等代行業の登録申請書の記載事項）

第五十条の三十一の二十七　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項については、登録申請者（同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第五十条の三十一の二十九において同じ。）が法第百二十一条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合に限る。

一～四　（略）